

(17) 公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和7年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	7,661 千円	242 千円	2,504 千円	10,407 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
237,567 円	250,467 円	61 歳

（注）1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	鳥取県生活衛生営業指導センター補助金交付要綱の規定の範囲内で理事長が定めるものとする。	
	高校卒		

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和8年4月1日現在）			
区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 (県の規定に準ずる)	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1. 2625 月分	0. 9625 月分
	12月期	1. 2625 月分	0. 9625 月分
	計	2. 525 月分	1. 925 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無		
	〔令和7年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1 人当たり平均支給額
	2, 503, 761 円	3 人	834, 587 円
	退職手当	〔支給率〕	
退職金の支給は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業 退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより 行い、退職手当の額は掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法 に定められた額とする。			
(ただし、鳥取県、株式会社日本政策金融公庫、銀行法第2条に規 定する銀行、信用金庫等の職員を退職した後に指導センターの職 員となった者を除く。)			
〔令和7年度実績〕			
支給実績なし			
時間外勤務手当 (県の規定に準ずる)	〔令和7年度実績〕 支給実績なし		

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	—	制度なし	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族を有する 職員	ア 扶養親族（子及び配偶者を除く）	6,500 円
		イ 子	13,000 円
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算
		〔令和7年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 3,000円	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		〔令和7年度実績〕 支給実績なし	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～オの金額の合計（上限150,000円）
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円から 53,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算
		エ 駐車料金を負担している場合	駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり 5,000 円を上限とする。）
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔令和7年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1人当たり平均支給月額
		206,400 円	3 人 5,733 円

6 役員の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）			
区 分	給料・報酬月額	期末・勤勉手当	備 考
理 事 長	無報酬	なし	
副理事長			
常務理事			
上記以外の理事			
監 事			
〔令和7年度実績〕 支給実績なし			
7 嘱託職員・非常勤職員等の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）			
区 分	給料・報酬月額	備 考	
一般事務職	常時勤務に服することを要しない職員及び臨時的に任用する職員の給与は、予算の範囲内で理事長が別に定める。		
一般技術職			
〔令和7年度実績〕 支給実績なし			

8 給与制度の変更			
(1) 変更内容			
区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.250月分 12月 勤勉 0.925月分 12月 期末 1.275月分 12月 勤勉 1.000月分	6月 期末 1.250月分 12月 勤勉 0.925月分 12月 期末 1.250月分 12月 勤勉 0.925月分	県の制度に 準じた改正
扶養手当	子 13,000円	子 11,500円 配偶者 3,000円	県の制度に 準じた改正
通勤手当	支給額 以下のア～オの金額の合計（上 限150,000円）	支給額 以下のア～ウ及びオの金額の合計 （上限150,000円）にエの額を加算し た金額	県の制度に 準じた改正
	ア 交通機関等利用者 略	ア 交通機関等利用者 略	
	イ 自動車等使用者 略	イ 自動車等使用者 略	
	ウ 特別急行列車等利用 略	ウ 特別急行列車等利用 略	
	エ 駐車料金を負担してい る場合 駐車場の利用に係る料 金を実費支給（1月当た り5,000円を上限とす る。）	エ 駐車料金を負担している場合 （駐車場代の加算） 通勤のため4輪の自動車を使 用し、駐車場として公署の敷地 を利用する場合に、当該利用に 係る1月当たりの職員負担額が 5,000円を超えることとなると任 命権者が認める公署に勤務する 職員に支給（1月当たり1,000円 を上限とする。） (パークアンドライド) 公共交通機関等及び自動車等 に係る通勤手当をともに受けて いる職員が、公共交通機関の利 用に伴って駐車場を利用し、駐 車料金を負担することを常例と している場合に、当該駐車料金 に相当する額を支給（1月当た り3,000円を上限とする。）	
	オ ノーマイカー運動に参 加する場合 略	オ ノーマイカー運動に参加する 場合 略	
(2) 適用日 令和8年4月1日			